

○昭和町町章の使用に関する取扱要綱

令和 5 年 11 月 16 日

告示第 84 号

昭和町町章の使用に関する取扱要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、昭和町の町章及び町旗の制定について(昭和 46 年 4 月 1 日制定)に定める昭和町の町章(以下「町章」という。)の使用に関する取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(使用の原則)

第 2 条 町章は、その使用について適正かつ慎重に取り扱わなければならない、町(町長その他の執行機関及び町議会をいう。以下同じ。)以外の者は、原則としてこれを使用することができない。ただし、町長が次条の使用許可の基準に基づき、その使用を許可した場合は、この限りでない。

(使用許可の基準)

第 3 条 町長は、町以外による町章の使用について、その目的が公共性及び公益性を有し、町の施策の推進上有益であると認められる場合であって、かつ、次の各号のいずれにも該当しない場合に限り許可するものとする。

- (1) 特定の政治、思想又は宗教の活動に使用されるおそれがある場合
- (2) 商品への使用等営利活動のために使用されるおそれがある場合
- (3) 特定の個人又は団体の宣伝又は信用を高めるために使用されるおそれがある場合
- (4) 町の品位を損ない、又は信用を失墜させるおそれがある場合
- (5) 法令、町例規(条例、規則、規程、要綱等をいう。)又は公序良俗に反するおそれがある場合
- (6) 昭和町暴力団排除条例(平成 24 年昭和町条例第 1 号)第 2 条に規定する暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者に使用され、又はこれらの者の利益となるおそれがある場合
- (7) 町の事業又は施設との混同を招くおそれがある場合
- (8) その他使用を許可することが不適当と認められる場合

(使用許可の申請)

第 4 条 第 2 条ただし書の規定により町章の使用の許可を受けようとする者(次項において「申請者」という。)は、昭和町町章使用許可申請書(様式第 1 号)を町長に提出し、使用の許可を受けなければならない。

2 町長は、前項の申請があったときは、その内容を審査して使用の可否を決定し、昭和町町章使用許可・不許可通知書(様式第 2 号)により当該申請者に通知するものとする。

(使用条件等)

第5条 町長は、前条第2項の規定により町章の使用を許可する場合は、必要に応じ条件を付することができる。

2 町章の使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、町章を使用するに当たり、町章に定められた形状を変更し、又は文字を加える等修正を加えて使用してはならない。ただし、町長がその使用を許可した場合は、この限りでない。

3 使用者は、使用許可を受けた使用目的を達成したとき、又は使用期限が到来したときは、速やかに町章の使用を終了しなければならない。

(使用許可後の変更等)

第6条 使用者は、使用許可を受けた町章の使用に係る変更又は中止をしようとするときは、速やかに昭和町町章使用変更等承認申請書(様式第3号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の申請があったときは、その内容を審査して承認の可否を決定し、昭和町町章使用変更等承認・不承認通知書(様式第4号)により当該使用者に通知するものとする。

(使用許可の取消し)

第7条 町長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該使用許可を取り消し、及び使用を差し止めることができる。

(1) 偽りその他不正の手段により使用許可を受けたとき。

(2) 第3条に規定する使用許可の基準を満たさなくなったとき。

(3) 第5条に規定する使用条件等に違反したとき。

(4) その他町長が取消しの必要があると認めたとき。

2 町長は、前項の規定により使用許可を取り消したときは、昭和町町章使用許可取消通知書(様式第5号)により当該使用者に通知するものとする。

3 町長は、第1項の規定による措置により生じた損害については、その責任を負わない。

(損害賠償等)

第8条 町章の使用により生じた第三者からの損害賠償請求その他一切の責任は、使用者が負うものとし、町は、いかなる場合においてもその責任を負わないものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、町章の使用に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。